

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	臨床研修費等補助金	
主管部局・課室	医政局歯科保健課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
個別目標	1	医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>(1) 現状分析</p> <p>歯科医師臨床研修については、平成8年6月に歯科医師法の一部を改正する法律が公布され、歯科医師法の中に歯科医師免許取得後に1年以上の臨床研修を行うことが努力義務として設けられ現在に至っており、現在歯科医師免許を新たに取得した者の約半数程度の歯科医師が臨床研修を受けている。</p> <p>また、歯科医療を取り巻く環境については、歯科医学の進歩や医薬品・歯科材料等の革新に伴って、歯科医療技術はますます高度化・専門化が進んでいる上に、高齢化に伴う疾病構造の変化や国民のニーズの多様化、患者の権利意識の向上に伴う患者と歯科医師とのコミュニケーションの在り方の変化などが進み、大きな変貌を遂げている。</p> <p>(2) 問題点</p> <p>そのような現状において、歯科医学・歯科医療技術の進歩により、より専門的な知識及び技能が必要とされ、臨床歯科医師の専門分化が進んできたことの弊害や、歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な臨床能力を身につけることの重要性が多く関係者から指摘されている。</p> <p>更に、これからの歯科医療は、患者に必要な情報を十分提供し、患者が納得して医療を受けられるよう十分なコミュニケーションを図り、予後を踏まえた診療計画を立てることが望まれ、口腔の疾患治療・機能回復のみを目指すのではなく、口腔に関係した全身管理を含めた健康回復・増進を図るといった総合性が要求されている。</p> <p>(3) 問題分析</p> <p>これらの問題に対応するため、歯科医師としての基盤形成の時期に、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることを目的とした、新歯科医師臨床研修制度を実施し、歯科医師の資質の向上を図ることが必要である。</p> <p>(4) 事業の必要性</p> <p>これらのことから、歯科医師の資質の向上を図るために、指導体制等を充実した新歯科医師臨床研修制度を実施することが重要であるため、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受入れのための環境整備等について必要な経費を補助することが必要である。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>(1) 現状分析</p> <p>歯科医師としての人格の涵養、基本的診療能力を習得する観点から、平成18年4</p>

(整理番号7)

月より歯科医師臨床研修が必修化されたものの、歯科医療技術の高度化、専門化の更なる進展や患者の権利意識の向上により、これらに対応できうる制度の見直しが求められている。

(2)問題点

歯科医師臨床研修の実施に当たり、研修環境や指導体制等の充実が求められている中で、指導歯科医の確保や、研修プログラムの充実及び研修歯科医受入れのための環境整備等について補助を行っているが、全ての大学等で同様の研修を受講するには十分ではない。

(3)問題分析

歯科医師臨床研修の現状を把握し、歯科医師の資質向上の観点から必要な実施体制が図られるよう、更なる充実強化が必要である。

(4)事業の必要性

今後も歯科医師の資質向上を図る観点から、上記の現状分析や問題点等を改善するために、更なる事業内容の充実が必要とされる。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業歯科医師数	95,197	-	97,198	-	集計中

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、「医師、歯科医師、薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。

2. 事業の内容

(1)事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他()

(2)事業の内容(概要)

医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正後の歯科医師法の施行(「歯科医師臨床研修の必修化」及び「臨床研修の専念義務」)に伴い、平成18年4月より新歯科医師臨床研修制度がスタートしたところ。

新歯科医師臨床研修制度は国民医療の基礎を担う重要な事項であることから、その施行に当たり指導体制等の充実を図ることが重要であり、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助する。

(3)予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()

予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	2,929	2,888	2,858	3,123	2,911

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

臨床研修修了者数

政策効果が発現する時期 | 平成19年度

4. 評価指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
--	-----	-----	-----	-----	-----

(整理番号7)

1	臨床研修終了者数 (前年度以上/毎年度)	-	-	2,558	2,333 【91.2%】	2,081 【89.1%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局歯科保健課調べ						

5. 事前評価の概要

必要性の評価
歯科医師臨床研修は歯科医師としての基盤形成の時期に、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることにより、歯科医師の資質の向上を図ることを目的としている。歯科医師臨床研修は良質かつ適切な歯科医療の提供を推進することから、国民医療の基礎を担う重要な事業であるので、社会的に支援していくことが必要である。そのためには、採算を求める民間に事業を委ねるのではなく、行政として関与してゆくことが必要である。
有効性の評価
臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助することにより、充実した歯科医師臨床研修が実施され、歯科医師の資質の向上が図られる。また、臨床研修施設には医療安全のための体制整備が義務付けられるため、国民に対しより安全な医療の提供を図ることができる。
効率性の評価
現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助することにより、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることを目的とした、新歯科医師臨床研修制度を実施し、歯科医師の資質の向上を図ることが可能となることから、手段として適正である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助することにより、充実した歯科医師臨床研修が実施され、歯科医師の資質の向上が図られる。また、臨床研修施設には医療安全のための体制整備が義務付けられるため、国民に対しより安全な医療の提供を図ることができる。
有効性の評価
歯科医師臨床研修の実施に当たり、指導歯科医の確保や、研修プログラムの充実及び研修歯科医受け入れのための環境整備等について補助を行うことにより、良質な歯科医師臨床研修が可能となることから、歯科医師の資質の向上のために有効であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価
現に研修歯科医を受け入れている、一定の水準を満たした臨床研修施設に対し必要な経費を補助するものであり、既存の臨床研修施設を活用して歯科医師臨床研修を充実させ、歯科医師の資質の向上を図ることができるため、手段として効率的であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

- (1) 無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 無
- (2) 具体的内容

③審議会の指摘

- (1) 無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 無
- (2) 具体的内容

⑦その他